

柳井市内 介護サービス 事業所



柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会
会長 中村 真一郎

柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会では、要支援・要介護状態になられた高齢者等の介護サービス相談や調整、実際のサービス提供を実施しています。コロナ禍においてもサービス事業者が、感染拡大防止に細心の注意を払いながら業務に携わっています。オンラインで事業所間の交流を行っており、介護の集いから続いているネットワークも磐石です。お気軽にご相談ください。

介護保険サービス利用までの流れ

①窓口相談

介護や支援が必要と感じたら、柳井市役所高齢者支援課や高齢者支援課内にある地域包括支援センターの窓口相談しましょう。

介護サービス、介護予防サービス利用の希望

介護予防・日常生活支援総合事業の利用希望

②要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、柳井市役所高齢者支援課の窓口で申請できます。本人、家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設などに相談し、代行してもらうこともできます。

②基本チェックリストを受けます

生活機能状態を調べる「基本チェックリスト」を受け、生活機能の低下がみられたら介護予防・日常生活支援総合事業対象者として、介護予防のためのサービスを利用することができます。内容はP16の*を参考。

③調査と審査が行われます

●認定調査

調査員が家庭訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。
※全国共通の調査票が使われます

●主治医意見書

主治医に申請者の疾病の状態、特別な医療、認知症や障害の状況について意見を求めます。高齢者支援課から主治医に依頼します。

●一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとにコンピューターで判定(一次判定)をします。

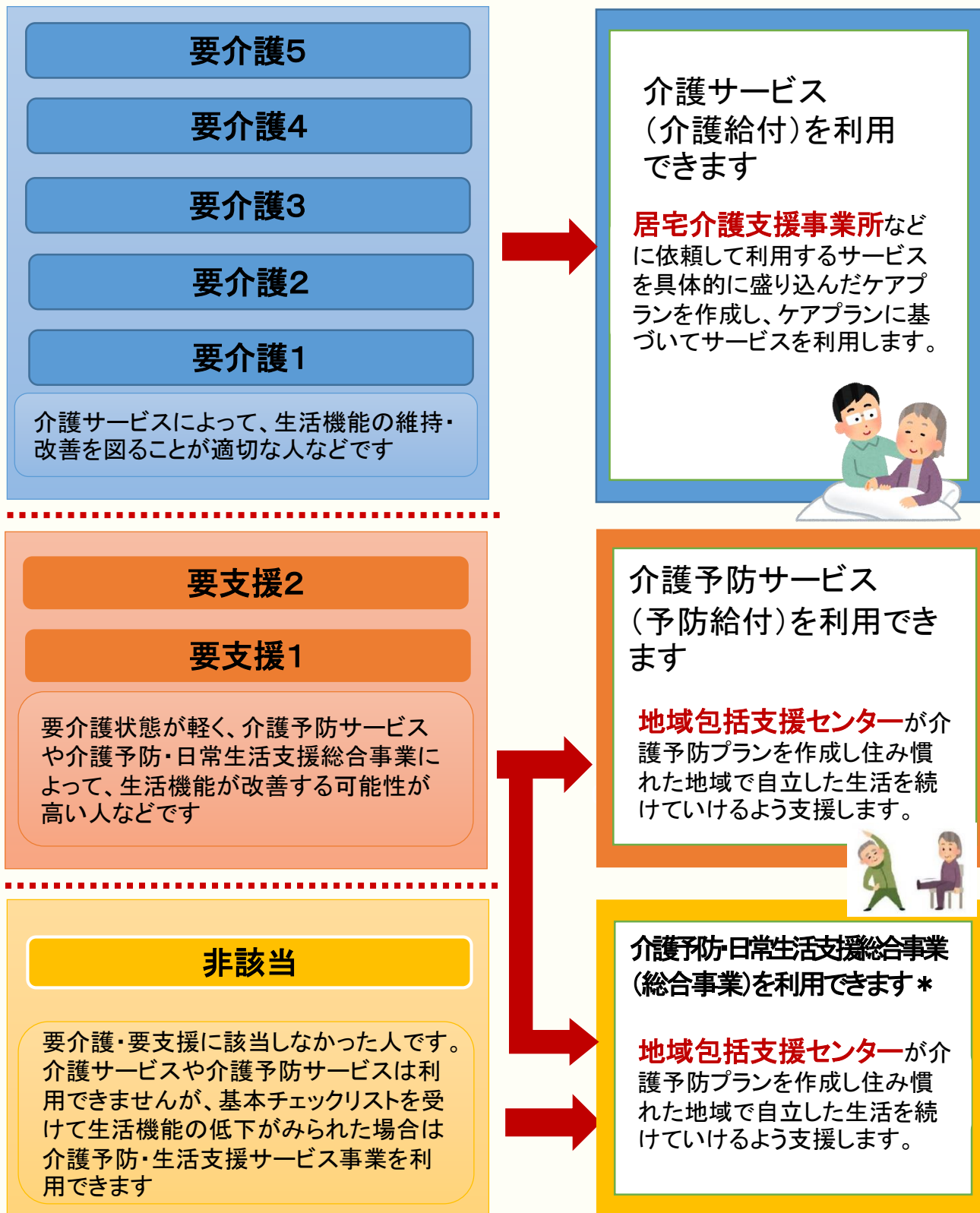
●二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の有識者で構成される介護認定審査会で審査・判定(二次判定)します。



④認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が高齢者支援課から郵送されます。※認定結果の通知は、原則30日以内に市から送られてきます。



●介護保険サービスの利用者負担

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）です。ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

※居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（区分支給限度基準額）が要介護度別に定められています。